

氏名(本籍)	すぎ やま けい こ 杉山桂子(静岡県)		
学位の種類	博士(言語学)		
学位記番号	博乙第2105号		
学位授与年月日	平成17年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	<b>The Semantics and Pragmatics of English Modals : With Special Reference to Their "Peripheral" Uses</b> (英語法助動詞の意味・語用論-特に「周辺の」用法について-)		
主査	筑波大学教授	文学博士	廣瀬幸生
副査	筑波大学教授	文学博士	藤原保明
副査	筑波大学教授	文学博士	古川直世
副査	筑波大学教授	博士(文学)	山田宣夫
副査	筑波大学助教授		加賀信広

### 論文の内容の要旨

本論文は、英語の法助動詞に関してこれまで「周辺の」と見なされてきた用法を取り上げ、それらについて意味・語用論的な観点から考察するものである。英語における法助動詞の意味は、従来、主に三つの用法があると言われてきた。その三つとは、「認識的用法」と呼ばれる、命題の真理性に関する話し手の判断を表す意味、「義務的用法」と呼ばれる、話し手が誰かに対して命題の表す状況を実現するよう要請したり許可したりする意味、そして「主語指向の用法」と呼ばれる、例えば主語の能力や意志などの、主語の性質に関わる意味である。本論文が扱うのは、この三つの分類には属さない、したがって従来の考え方から言えば「周辺の」とされる法助動詞の四つの用法であり、それらは、「総称の will」、「必然の must」、「評価の should」、「事実の may」と呼ばれる。本論文の目的は、これら四つの用法についてそれぞれどのような意味を表し、どのような条件・状況で使われるか、さらに、いわゆる典型的用法とどのような意味・性質を共有するかを明らかにすることである。

本論文は六章からなる。第1章では、これまでの英語法助動詞の意味研究を概観したうえで、本研究の目的と意義を述べる。

第2章では、Dogs *will* bark. のように「主語が現在ある特性をもっている」という意味を表す「総称の will」の文を扱う。まず、主語の特性を記述する総称的命題を、動作の繰り返しを含意する習慣的命題 (Dogs bark. など) と静的な性質を表す状态的命題 (Basketball players are tall. など) に分け、それぞれのタイプの命題について、総称の will と共起するにはどのような条件を満たさなければならないかを明らかにし、次に、その条件の存在から will がどのような性質を有しているかを考察する。その考察を通して、総称の will は「命題の実現に何らかの不確実性を見込める」総称的命題と共起し、「命題が実現する可能性が高い」という意味を表すと結論づける。さらに、総称の will は、状态的命題と共起する場合はいわゆる認識的用法の will により近く、習慣的命題と共起する場合は意志を表す用法の will により近いということも指摘している。

第3章では、Men *must* die. のように、総称的命題と共に起して命題の記述する状況の絶対性を表す「必然の *must*」の性質を論じる。まず、*must* の認識的用法や義務的用法との比較検討を通して、必然の *must* には、「話し手は命題の真が既に聞き手と共有されていると考えている」という意味や、「話し手は命題を既に実現しているものと捉えており、実現の必要性があるとは考えていない」という意味があることを明らかにする。次に、必然の *must* が生じる文脈について考察し、この *must* が用いられるためには、「命題の実現を望ましくないと考えているような人がいると話し手が想定している」か、あるいは「話し手が総称的命題の実現例を経験したばかりである」かのどちらかの条件が満たされなければならないとする。そして、前者の文脈では「たとえ望ましくなくても命題の実現は避けられない」という意味合いが、後者の文脈では「話し手は自分の経験から命題の実現は絶対的だと再確認した」という意味合いが出てくると主張する。最後に、必然の *must* と総称的 *will* の比較を行い、この *must* と *will* はともに不可避性を表すと理解されるが、*must* のほうが命題の実現可能性が高いと認識されていることを指摘する。

第4章では、It's surprising that he *should* have come to the party. のように、評価述語の補文のなかでも、とりわけ事実的な補文に現れる「評価の *should*」について論じる。まず、先行研究の Quirk et al. (1985) と澤田 (2000) の分析の問題点を指摘したうえで、この *should* がどのような含意を伝えるのかを明らかにする。*should* が *surprising* などの「感情的な評価述語」の補文に現れる場合は、「補文の出来事が期待や予想に反して起こった」という含意があり、一方、*natural* などの「容認の態度を表す述語」の補文に現れる場合は、「補文の出来事は起こるのが正しかった、あるいは予測できた」という含意があることを観察する。この観察をもとに、評価の *should* は、究極的には、「ある事態が起こったのは妥当だ」という判断を表すものであると主張する。そして、この妥当性にかかわる判断は、評価という行為に内在するものであることを示し、それによって、どうして評価の *should* が評価述語と相性のいい表現であるのかを説明する。最後に、評価の *should* が伝える妥当性の意味合いは、*should* の他の意味用法にも共有されているということを指摘する。

第5章では、He *may* be a professor, *but* he sure is dumb. (確かに彼は大学教授だけど馬鹿なんだ) のように、話し手が真であることを前提としている命題と共に起する「事実の *may*」を扱う。まず、先行研究の Sweetser (1990) と Papafragou (2000) の分析の問題点を指摘したうえで、事実の *may* が用いられる条件について検討する。そして、「*may* 節に意外と思われる内容の節が後続し、この二つの節が *but* などの譲歩を表す語で結ばなければならない」という条件のほかに、「話し手は命題が真であることを聞き手が既に知っていると考えている」か、あるいは「聞き手が先行文脈で話し手の考えと対立する考えを表明している」かのどちらかの条件が満たされなければならないことを明らかにする。次に、事実の *may* を特徴づける意味を考察し、それは、話し手の信念領域に事実命題と「整合する」部分がある一方で、*but* 以下で述べられるような、それとは「整合しない」部分もあるという意味であることを示す。そしてこれが、話し手の「是認」と「否認」という態度につながると論じる。さらに、事実の *may* と他の用法の *may* との関わりについても考察を行い、その結果、事実の *may* は、義務的用法の *may* より認識的用法の *may* とより近い関係にあると主張する。

第6章は結論で、本論文の主張を簡潔にまとめている。

## 審査の結果の要旨

本論文は、英語の法助動詞においてこれまで周辺的と見なされてきた用法として、総称的 *will*、必然的 *must*、評価的 *should*、事実的 *may* の四つを取り上げ、それぞれについて、その意味・語用論的性質を明らかにしたものである。英語の法助動詞に関する意味論的研究は数多くあるが、従来の研究では、これら四つ

の用法は周辺の現象と考えられてきたために、十分な考察が行われてこなかったものである。本論文はこれらの各用法について豊富なデータを提示し、それをもとに極めて詳細な考察を行った最初の本格的な研究である。そこに本論文の最大の意義があると言える。

本論文の具体的な成果としては、特に次の四点があげられる。第一に、総称の will は総称的命題のなかでも不確実性が見込めるものとしか共起しないということを明らかにしたこと。第二に、必然の must には総称的命題の不可避性を強調したり、再確認したりする機能があるということを示したこと。第三に、評価の should には妥当性の意味があり、かつ、妥当性の判断は評価という行為に内在するというを示すことによって、評価の should が評価述語の補文に現れるのはどうしてかということに原理的な説明を与えたこと。第四に、事実の may は、それが伝える事実命題に話し手の信念と整合する面と整合しない面があることを意味するという点を明らかにし、それによって、この may がなぜ話し手の不承不承的な態度を含意するのかということに納得のいく説明を与えたこと。これら四点はいずれも、英語法助動詞の研究に実質的で重要な貢献を行うものであり、学界に寄与するところ大であると高く評価される。

ただし本論文は、英語法助動詞のなかでも、will, must, should, may の四つの周辺の用法のみに限って考察を行ったものであり、can や ought などそれ以外の法助動詞とその周辺の用法については触れられていない。今後の課題としては、本論文で扱わなかった法助動詞の考察を加えるとともに、英語法助動詞全体のなかで、中核的な用法と周辺の用法がどのように区別され、またどのように関係づけられるかを、より包括的かつ体系的に研究していくことが求められる。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。